

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

印鑑の登録を受けることができる市民の範囲を見直すため。

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市
条例第 号）

伊丹市印鑑条例（昭和４７年伊丹市条例第３０号）の一部を次の
ように改正する。

第２条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。